

①先月の活動事項報告 (2016年10/2~11/5)

届出承認

- 1、E街区棧橋補修工事
- 2、D街区内装工事
- 3、F街区外壁補修他工事
- 4、F街区大規模改築修繕工事
- 5、D街区棧橋修繕工事
- 6、C街区法面階段補修工事
- 7、B街区門扉塗装工事

現地確認と協議の上、全て承認されました。

②委員会決定事項

今月の定例委員会(11/5開催)では以下の件が協議・決定されました。

緑化荒廃区画への改善依頼

緑化区域が永年に渡って放置され、新ガイドラインを周知してもなお、改善の様子が見えないB街区、D街区の2区画に対して、協議の結果、委員会として正式に改善依頼のレターを提出することとしました。

運営委員会規則の改定案

運営委員会規則は、総会の決議をもって改定できます。現実に沿った運用を可能にするため、次回の総会に向けて、必要な改正案について協議をしました。(後述)

「覚書」記載事項の実施状況の確認

私達が支払っている「共益費」は「覚書」に記載されている管理業務や警備業務等をHTB技術センターが行うことへの対価です。当たり前ですが、「覚書」は私達との約束であり、法的に有効な契約です。

その約束がどの程度守られているのか、今月の委員会でその一部の確認を行いました。

(ア)道路及び付帯設備の清掃 : 毎日実施

毎日に行っていない。(一部のみ実施)

(イ)運河の浚渫清掃作業 : 1回/年実施

これまで一度も行われていません。

(ウ)警備業務 : 入場者のチェック

「観光客や不審者の入場を防ぐ」と警備業務規定にもありますが、完全には実施されていません。特に警備員のいない南門は誰でも勝手に入れる状態です。



警備員の人数を増やすという費用を掛けず、それでも実質的に上記の入場チェックを完全に行えるようにと、委員会が提案した「入口ゲートの設置」は今月も全く進展がありませんでした。4月の委員会で具体案も決定され、この秋に設置を目指すことが確認されたにも関わらずその後、事務局、HTB 両者からは満足な説明が得られておりません。

今回は簡単なヒアリングしか行えておりませんが、次回までにより詳しい実施状況の報告を頂くことになりました。また、HTBとHTB技術センターが9月決算を終えているため、次回の委員会には最新の使途内訳を提出して頂くよう要請しています。



総会の日程について

平成29年2月19日(日)15:00開催

建築協定、緑化協定ガイドラインの承認、運営委員会規則改定承認等の重要議題はもちろんですが、この総会において、私達の支払った共益費がどのように使われており、果たしてそれが適切なものかどうかを皆様に詳しく公表させて頂く予定です。

特に年間6千万円以上の共益費の中からHTBへ賃借料名目で流れている年間3千万円強もの金額は尋常ではありません。総会の場で、誰もが納得いく説明がなされることを期待しております。

③今月の工事他の予定

現在届出のある工事は以下の通りです。

- 1)～11/20 F街区外壁補修他工事
- 2)11/24～11/30 C街区法面階段補修工事
- 3)～11/30 F街区大規模改築修繕工事
- 4)～12/31 G街区大規模リフォーム&外構工事
- 5)～未定 F街区工作物設置工事



ご報告 長らく利用者ゼロの状況が続いていたワッセナーからHTBイーストゲートへの送迎バスはH29年1月中旬をもって正式に廃止されます。

運営委員会規則の改定案

1)第3条 委員定数の改定

現在委員定数は7名と規定されております。しかしながら、任期中で委員に欠員が生じた場合には、都度総会を開き承認を得る必要があり、現実的ではありません。そこで、委員定数に幅を持たせることを提案いたします。

『委員定数は3名以上10名以下の構成とする』

2)第5条 委員選出方法の改定

現在の規則では、次の委員は「現委員が指名する」となっております。しかしながら、現委員は昨年、立候補を募り、総会承認を経て選出されました。こうした経緯から、次回以降も同様の選出方法を提案することとなりました。

『委員はその立候補者を募り、総会の承認を経て選出する』

また、「万一立候補者数が定員(最多10名)を上回る場合は総会での選挙により選出、他方立候補者数が最低充足数(最少3名)を下回る場合は、現委員が残りの委員候補を指名する。」ということ付議することとしました。

3)第9条 委員の任期

現在の委員の任期は3年となっております。委員を長く固定するのではなく、もっと柔軟に多くの方々に参加できるように、任期短縮すべきとする意見が大勢でしたので、以下の内容で提案することとなりました。

『委員の任期は総会から次の総会まで(概ね1年間)とする』

『委員の再任は、これを可とし、特に期限は設けない』

4)第19条 会費の徴収

現在の規定では、委員会決議により会費を徴収できることとなっております。しかしながら、会費の徴収やその金額の決定は、各協定者に与える影響の大きいことから、以下の通り規定に追加することを提案することとなりました。

『会費の徴収、および会費金額の変更にあたっては、総会の承認を得ることを必要とする』

5)第20条 会計期間の変更

各協定者の皆様が比較的参加しやすいと思われる2月に総会を開催できるよう、会計年度の変更を提案いたします。

(ア)会計期間について

『会計年度は1月1日から12月31日までとする』

(イ)総会の開催時期について

『総会は会計年度終了から2か月以内に開催する』

6)新条文 公開の原則

『運営委員会会議は協定者であれば誰でもオブザーバー参加できることとする』

『委員会の活動や議事内容は、協定者全員に公開する』

ということを規定に明記させていただくことを提案することとなりました。

7)その他

運営委員会の委員が、ワッセナー景観維持のための活動を自由に行えるよう、次の事項の追加を提案させていただくこととなりました。

『運営委員会の委員は、委員会活動を行うために必要な範囲内において、協定者の敷地への立ち入り、および撮影を行うことができる。但し、その活動にあたっては、委員は専用の腕章を着用しなければならない』

以上

詳しい議事録や活動内容等はブログに掲載しておりますので是非そちらをご覧ください。

運営委員会ブログページ

URL: <http://wassenaar.bijual.com/>